

## ○別表第2（構造方法等の認定に係る手数料）

(い)		(ろ)	
		現 行	改正案
法第二条第七号の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	百一万円	百二万円
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百六万円	百七万円
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十一万円	百四十二万円
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十七万円	百四十八万円
	柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百三十二万円	百三十三万円
	柱について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十三万円	百四十四万円
	柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百五十三万円	百五十四万円
	床又ははりについて一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百三十九万円	百四十万円
	床又ははりについて二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十九万円	百五十万円
	はりについて三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百五十八万円	百五十九万円
	屋根又は階段について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	百二十六万円	百二十七万円
	法第二条第七号の二の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	九十九万円
非耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		百六万円	百七万円
耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		百三十五万円	百三十六万円
耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		百四十一万円	百四十二万円
柱について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		百三十万円	百三十一万円
床又ははりについて四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		百四十万円	百四十一万円
屋根について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		百二十六万円	百二十七万円
軒裏について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		九十九万円	百万円
軒裏について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		百六万円	百七万円
階段について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合		百二十六万円	百二十七万円
法第二条第八号の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	九十九万円	百万円
	耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百三十五万円	百三十六万円
	軒裏について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	九十九万円	百万円
法第二条第九号の二の認定に係る評価		九十三万円	九十四万円
法第二十条第一号の認定に係る評価	(略)	(略)	(略)
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	八十万円	八十一万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百二十万円	百二十一万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十万円	百五十一万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百万円	二百一万円
法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る評価 （構造の種別ごと）		百五十万円	百五十一万円
法第二十二条第一項の認定に係る評価		六十八万円	六十九万円
法第二十三条の認定に係る評価	非耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	九十九万円	百万円
	耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	百三十五万円	百三十六万円
法第三十条の認定に係る評価		八十二万円	八十三万円

法第六十三条の認定に係る評価		六十八万円	六十九万円
法第六十四条の認定に係る評価		九十三万円	九十四万円
令第一条第五号の認定に係る評価		六十四万円	六十五万円
令第一条第六号の認定に係る評価		六十四万円	六十五万円
令第三十五条第一項の認定に係る評価		八十万円	八十一万円
令第四十六条第四項の表一の(八)項の認定に係る評価		百四十万円	百四十一万円
令第七十条の認定に係る評価		百十七万円	百十八万円
令第八十条の三第一項第二号の認定に係る評価	(略)	(略)	(略)
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十万円	八十一万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百万円	百一万円
令第八十条の三第四項の認定に係る評価	(略)	(略)	(略)
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	八十五万円	八十六万円
令第九十条の三第一号の認定に係る評価		百二十六万円	百二十七万円
令第九十条の三第二号ハの認定に係る評価		百二十六万円	百二十七万円
令第一百零二条第一項の認定に係る評価		九十七万円	九十八万円
令第一百三十一条第三号の認定に係る評価		百二十六万円	百二十七万円
令第一百四十四条第五項の認定に係る評価		九十五万円	九十六万円
令第一百五十二条の二第一項第四号の認定に係る評価		百二十六万円	百二十七万円
令第一百五十二条の二の二第一項第一号の認定に係る評価	非耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	百十四万円	百十五万円
	耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	百四十七万円	百四十八万円
	柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	百四十二万円	百四十三万円
	床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	百四十九万円	百五十万円
	軒裏について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	百十四万円	百十五万円
令第一百五十二条の二の二第一項第四号ハの認定に係る評価		九十九万円	百万円
令第二百二十九条の二第一項の認定に係る評価	(略)	(略)	(略)
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十万円	九十一万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十万円	百十一万円
令第二百二十九条の二の二第一項の認定に係る評価	(略)	(略)	(略)
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十万円	九十一万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十万円	百十一万円
令第二百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定に係る評価	加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確認する場合	百十五万円	百十六万円
	加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確認する場合	百十七万円	百十八万円
	加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確認する場合	百十九万円	百二十万円
令第二百三十九条第一項第三号又は第四号ロ(これらの規定を令第四百零二条第二項、令第四百零一条第二項又は令第四百零三条第二項において準用する場合を含む。)の認定に係る評価		八十万円	八十一万円
令第四百零二条第一項第一号ロ又はハ(2)の認定に係る評価		八十万円	八十一万円
第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価	(略)	(略)	(略)
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百万円	百一万円
第八十条の三の認定に係る評価		百四十万円	百四十一万円

○別表第3（型式適合認定にかかる手数料）

(い)		(ろ)	
		現 行	改正案
令第三百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物	(略)	(略)	(略)
	床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	六万一千円	六万二千元
	床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	七万七千元	七万八千元
	(略)	(略)	(略)
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	五十六万円	五十七万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十万円	百十一万円

○型式部材等製造者の認証又はその更新の手数料の額について、四十八万円を四十九万円とする。（第11条の2の3第1項第3号）

○既に型式部材等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式部材等につき新たに型式部材等製造者の認証を受けようとする場合の手数料の額について、二万五千元を二万六千元とする。（同条第2項第4号）

○同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式部材等につき認証を受けようとする場合の手数料の額について、二万五千元を二万六千元とする。（同条第2項第5号）

○一の申請において、一の技術的生産条件で二以上の工場等において認証を受けようとする場合の手数料の額について、二万五千元を二万六千元とする。（同条第2項第6号）